



飲食関係だけじゃない 消費税改正の影響

1 . 仕入先によって、消費税の控除が変わる！

消費税の改正に当たっては、税率の部分が非常にクローズアップされていますが、他にも面倒な改正が多数含まれています。

例えば、今までは内容が課税の仕入れであれば、仕入先が誰であっても税額から控除して計算することができましたが、将来的には相手が消費税を納付する義務がない事業者ですと税額の控除ができなくなります。つまり、納税額が増えることとなりますが、その部分の流れについて解説させていただきます。

2 . 区分記載請求書

平成 29 年 4 月から、消費税の仕入税額控除を受けるには、区分記載請求書を保存することが必要となります。

従来より、消費税については、一定の事項を記載した請求書等を保存することが必要でしたが、従来の記載事項に加えて、**次の 2 点の記載が必要**となります。

- ・ **軽減税率の対象品目である旨**
- ・ **税率ごとに区分して合計した対価の額**

ただし、上記については、**買い手が追記すれば良い**ことになっています。逆に言うと、請求書が従来の体裁であった場合には、買い手は追記しなければなりません。この時点で経理としては絶望感を感じることでしょう。

3 . 適格請求書

さらに、平成 33 年 4 月からは適格請求書を保存することが必要となります。適格請求書とは、上記の区分記載請求書の**記載事項に、さらに次の項目が追加**されます。

- ・ **登録番号**
- ・ **消費税額**

登録番号が突然出てきましたが、適格請求書を発行する事業者は、税務署にその旨を登録するので、その番号を記載することになります。

ただし、消費税の納税義務がない事業者はこの登録ができないことから、適格請求書を発行することができません（仕入れた側は適格請求書がもらえない）。その結果、**納税義務のない事業者からの課税仕入れに関しては、税額控除ができなくなります。**

